

○三田市介護保険条例

平成12年3月31日
条例第12号

(趣旨)

第1条 市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、[この条例](#)の定めるところによる。

(介護認定審査会)

第2条 [介護保険法\(平成9年法律第123号。以下「法」という。\)](#)第14条の規定に基づき、三田市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)を置く。

(認定審査会の委員の定数)

第3条 認定審査会の委員の定数は、30人以内とする。

(平15条例4・一部改正)

(規則への委任)

第4条 法令及び[この条例](#)に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(介護給付の種類)

第5条 市が行う介護給付は、[法第40条](#)の規定により、次に掲げる保険給付とする。

- (1) 居宅介護サービス費の支給
 - (2) 特例居宅介護サービス費の支給
 - (3) 地域密着型介護サービス費の支給
 - (4) 特例地域密着型介護サービス費の支給
 - (5) 居宅介護福祉用具購入費の支給
 - (6) 居宅介護住宅改修費の支給
 - (7) 居宅介護サービス計画費の支給
 - (8) 特例居宅介護サービス計画費の支給
 - (9) 施設介護サービス費の支給
 - (10) 特例施設介護サービス費の支給
 - (11) 高額介護サービス費の支給
 - (12) 高額医療合算介護サービス費の支給
 - (13) 特定入所者介護サービス費の支給
 - (14) 特例特定入所者介護サービス費の支給
- (平17条例29・平18条例17・平20条例15・一部改正)

(予防給付の種類)

第6条 市が行う予防給付は、[法第52条](#)の規定により、次に掲げる保険給付とする。

- (1) 介護予防サービス費の支給
 - (2) 特例介護予防サービス費の支給
 - (3) 地域密着型介護予防サービス費の支給
 - (4) 特例地域密着型介護予防サービス費の支給
 - (5) 介護予防福祉用具購入費の支給
 - (6) 介護予防住宅改修費の支給
 - (7) 介護予防サービス計画費の支給
 - (8) 特例介護予防サービス計画費の支給
 - (9) 高額介護予防サービス費の支給
 - (10) 高額医療合算介護予防サービス費の支給
 - (11) 特定入所者介護予防サービス費の支給
 - (12) 特例特定入所者介護予防サービス費の支給
- (平17条例29・平18条例17・平20条例15・一部改正)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定)

第6条の2 市長は、[法第78条の2第1項](#)に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定について、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、当該事業を行う者([老人福祉法\(昭和38年法律第133号\)第20条の5](#)に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であるものの開設者)の申請により、当該指定を行う。

(平25条例14・追加)

(指定地域密着型サービス事業者の指定基準)

第6条の3 地域密着型サービス事業を行う者から指定の申請があった場合において、市長が指定する者として法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(平25条例14・追加)

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定基準)

第6条の4 地域密着型介護予防サービス事業を行う者から指定の申請があった場合において、市長が指定する者として法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(平25条例14・追加)

(指定介護予防支援事業者の指定基準)

第6条の5 介護予防支援事業を行う者から指定の申請があった場合において、市長が指定する者として法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(平27条例16・追加)

(保険料率)

第7条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 30,760円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 38,450円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 46,140円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 55,360円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 61,520円

(6) 次のいずれかに該当する者 73,820円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者(令第22条の2の2第5項第2号に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 79,970円

ア 合計所得金額が125万円以上190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 92,280円

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 104,580円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 116,880円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 129,190円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,680円とする。

(平21条例11・全改、平24条例13・平27条例16・平27条例31・平29条例22・平29条例27・一部改正)

(普通徴収に係る納期)

第8条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

- 第1期 7月1日から同月31日まで
- 第2期 8月1日から同月31日まで
- 第3期 9月1日から同月30日まで
- 第4期 10月1日から同月31日まで
- 第5期 11月1日から同月30日まで
- 第6期 12月1日から同月25日まで
- 第7期 翌年1月1日から同月31日まで
- 第8期 翌年2月1日から同月末日まで
- 第9期 翌年3月1日から同月31日まで

- 2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。
- 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。
(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第9条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号)に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ並びに第6号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(平18条例17・平21条例11・一部改正)

(保険料の額の通知)

第10条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに納期を定め、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(保険料の督促手数料)

第11条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき90円とする。

(延滞金)

第12条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 市長は、納付義務者が納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合において、第1項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。

(平21条例42・全改)

(保険料の徴収猶予)

第13条 市長は、納付義務者が災害その他の規則で定める特別の事情により、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期限を限って、徴収を猶予することができる。

(保険料の減免)

第14条 市長は、災害その他の規則で定める特別の事情により、生活が著しく困難となった者等のうち必要があると認めるものに対し、保険料を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定によって保険料の減額又は免除を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第15条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得の状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項に規定する申告書が市長に提出されているとき。
- (2) 地方税法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項に規定する給与支払報告書が市長に提出されているとき。
- (3) 地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第3項に規定する公的年金等支払報告書が市長に提出されているとき。
- (4) 前年の合計所得金額が基礎控除額(地方税法第314条の2第7項に規定する基礎控除額をいう。)以下であるとき。
- (5) 令第39条第1項第1号に該当する者として公簿上確認できるとき。

(平21条例11・平24条例13・一部改正)

(収入状況等の報告)

第16条 市長は、法第203条に定めるもののほか、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員の収入の状況又は市町村民税の課税の有無について、当該被保険者、当該世帯員の雇用主、当該世帯員の取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に対し、市職員に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(平29条例27・一部改正)

(過料)

第17条 市は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料に処する。

第18条 市は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料に処する。

(平18条例17・一部改正)

第19条 市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料に処する。

(平15条例4・平29条例27・一部改正)

第20条 市は、詐欺その他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する介護給付費納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第21条 第17条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。

- 2 第17条から前条までの過料を徴収する場合において発する納入通知者に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(三田市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止)
- 2 三田市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成11年三田市条例第16号)は、廃止する。
(平成12年度における保険料率の特例)
- 3 平成12年度における保険料率は、第7条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 4,350円
 - (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 6,520円

- (3) [令第38条第1項第3号](#)に掲げる者 8,700円
(4) [令第38条第1項第4号](#)に掲げる者 10,870円
(5) [令第38条第1項第5号](#)に掲げる者 13,050円
(平成13年度における保険料率の特例)
- 4 平成13年度における保険料率は、[第7条](#)の規定にかかわらず、[次の各号](#)に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ[当該各号](#)に定める額とする。
- (1) [令第38条第1項第1号](#)に掲げる者 13,050円
(2) [令第38条第1項第2号](#)に掲げる者 19,570円
(3) [令第38条第1項第3号](#)に掲げる者 26,100円
(4) [令第38条第1項第4号](#)に掲げる者 32,620円
(5) [令第38条第1項第5号](#)に掲げる者 39,150円
(平成12年度における普通徴収に係る納期の特例)
- 5 平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は、[第8条第1項](#)の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- 第1期 10月1日から同月31日まで
第2期 11月1日から同月30日まで
第3期 12月1日から同月25日まで
第4期 翌年1月1日から同月31日まで
第5期 翌年2月1日から同月末日まで
第6期 翌年3月1日から同月31日まで
(平成12年度における普通徴収に係る納期の読み替え)
- 6 平成12年度において[第8条第2項](#)の規定を適用する場合には、[同項](#)中「別に定めることができる。」とあるのは「10月1日以後において別に定める時期とすることができる。」と読み替えるものとする。
(平成13年度における保険料の額の特例)
- 7 平成13年度においては、10月から3月の納期に納付すべき保険料の額は、4月から9月の納期に納付すべき保険料の額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。
(平成12年度及び平成13年度における賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の特例)
- 8 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、[第9条第1項](#)及び[第2項](#)の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて第1号被保険者資格を有したとした場合の保険料の額([次項](#)において「平成12年度通年保険料額」という。)を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において第1号被保険者資格を有する月数(当該第1号被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該第1号被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下[この項](#)において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、[次の各号](#)に掲げる額の合算額とする。
- (1) 平成13年度を通じて第1号被保険者資格を有したとした場合の保険料の額(以下「平成13年度通年保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において第1号被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
(2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において第1号被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
- 9 保険料の賦課期日後に[令第38条第1項第1号イ](#)([同号](#)に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び[\(1\)](#)に係る者を除く。以下[この項](#)において同じ。)、[ロ](#)及び[ハ](#)、[第2号ロ](#)、[第3号ロ](#)又は[第4号ロ](#)に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、[第9条第3項](#)の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、[次の各号](#)に掲げる区分に応じそれぞれ[当該各号](#)に定める額とする。
- (1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った[令第38条第1項第1号](#)から[第4号](#)までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額
(2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 [令第38条第1項第1号イ](#)、[ロ](#)及び[ハ](#)、[第2号ロ](#)、[第3号ロ](#)又は[第4号ロ](#)に該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った[令第38条第1項第1号](#)から[第4号](#)までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに

至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 [令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロ](#)に該当しなかったとした場合の平成13年度
通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月ま
での月数を乗じて得た額、該当するに至った[令第38条第1項第1号](#)から[第4号](#)までのいずれかに規定
する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が
属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った[令第38条第1項第1号](#)
から[第4号](#)までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じ
て得た額の合算額

(4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 [令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、
第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロ](#)に該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して
得た額並びに該当するに至った[令第38条第1項第1号](#)から[第4号](#)までのいずれかに規定する者として
支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

(5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 [令第
38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロ](#)に該当しなかったとした場合の平成
13年度通年保険料額を3で除して得た額、[令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又
は第4号ロ](#)に該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10
月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至っ
た[令第38条第1項第1号](#)から[第4号](#)までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保
険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じ
て得た額の合算額

(延滞金の割合の特例)

10 当分の間、[第12条第1項](#)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合
は、[同項](#)の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に[租税特別措置法\(昭和32年法律第
26号\)第93条第2項](#)の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下
[この項](#)において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下[この項](#)において
「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準
割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの
割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3
パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(平21条例42・追加、平25条例22・一部改正)

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

11 [法第115条の45第1項](#)に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支
援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日
までの間には行わず、平成29年3月31日の翌日から行うものとする。

(平27条例16・追加)

12 [法第115条の45第2項第4号](#)に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日
から平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年3月31日の翌日から行うものとする。

(平27条例16・追加)

13 [法第115条の45第2項第5号](#)に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27
年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年3月31日の翌日から行うものとする。

(平27条例16・追加)

付 則(平成15年条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(保険料率に関する経過措置)

2 この条例による改正後の三田市介護保険条例(以下「改正後の条例」という。)第7条の規定は、平成
15年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成14年度分までの保険料率については、なお従前
の例による。

(罰則に関する経過措置)

3 改正後の条例第19条の規定は、この条例の施行の日以後にした行為に対する罰則について適用し、
同日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成17年条例第29号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

付 則(平成18年条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(保険料率に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の三田市介護保険条例(以下「改正後の条例」という。)第7条の規定は、平成18年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成17年度分までの保険料率については、なお従前の例による。
(平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例)
- 3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下次項において「平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第7条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 第7条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第7条第1号から第3号までに該当するもの 42,890円
 - (2) 第7条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受けるものに限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第7条第1号から第4号までに該当するもの 47,030円
(平20条例15・一部改正)
- 4 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第7条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 第7条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第7条第1号から第3号までに該当するもの 47,030円
 - (2) 第7条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるものに限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第7条第1号から第4号までに該当するもの 55,810円
(平成20年度における保険料率の特例)
- 5 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成19年政令第365号)による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(以下この項において「新平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第7条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 第7条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第7条第1号から第3号までに該当するもの 47,030円
 - (2) 第7条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(新平成18年介護保険等改正令附則第4条第5号に該当する者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第7条第1号から第4号までに該当するもの 55,810円
(平20条例15・追加)
- 6 改正後の条例第18条の規定は、この条例の施行の日以後にした行為に対する罰則について適用し、同日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(平20条例15・旧第5項繰下)
付 則(平成20年条例第15号)
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成21年条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(保険料率に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の三田市介護保険条例(以下「改正後の条例」という。)第7条の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成20年度分までの保険料率については、なお従前の例による。
(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)
- 3 令附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、改正後の条例第7条第1項の規定にかかわらず、45,220円とする。

付 則(平成21年条例第42号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例第1条の規定による改正後の三田市介護保険条例第12条第1項及び付則第10項の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

付 則(平成24年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(保険料率に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の三田市介護保険条例(以下「改正後の条例」という。)第7条の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成23年度分までの保険料率については、なお従前の例による。
(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)
- 3 令附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、改正後の条例第7条第3号の規定にかかわらず、34,910円とする。
- 4 令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、改正後の条例第7条第4号の規定にかかわらず、48,870円とする。

付 則(平成25年条例第14号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年条例第22号)抄

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
(三田市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第11条 この条例による改正後の三田市介護保険条例付則第10項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

付 則(平成27年条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(保険料率に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の三田市介護保険条例第7条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成26年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

付 則(平成27年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第6号の改正規定は、平成27年8月1日から施行する。

付 則(平成29年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、平成29年度分の介護保険料から適用する。

付 則(平成29年条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。